

答申 第11号
平成30年3月15日

伊勢市長 鈴木 健一 様

伊勢市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 富永 健

保有個人情報の開示に関する意見について（答申）

平成30年2月5日付けで諮問のありました保有個人情報の開示に関する意見については、下記のとおりお答えします。

記

1. 審査会開会日 平成30年3月5日（月）
2. 開会場所 伊勢市役所東庁舎3階 防災対応スペース1
3. 出席委員及び事務局員
会 長 富永 健 委 員（職務代理者） 濱田 秀也
委 員 筒井 琢磨 委 員 杉山 謙三
委 員 村上 安三郎
事務局（総務課） 中川 雅日、中世古 克規、倉野 雄介
4. 諮問内容説明者
交通政策課 小林 和生、鎌田 茂樹、上村 亮太

5. 諮問内容

(1) 概要

平成30年1月14日付で、「伊勢市〇〇〇丁目●●番地に係る平成25年8月27日から平成27年11月24日までの間において伊勢地域観光交通対策協議会が締結した賃貸借契約に関する情報」について個人情報開示請求があったが、対象となる公文書には開示請求者（以下「甲」という。）以外の第三者（以下「乙」という。）の個人情報が含まれていた。

なお、対象となる公文書は、伊勢地域観光交通対策協議会（以下「協議会」という。）の事務局を担っている都市整備部交通政策課が所管している。

甲と乙は共に賃貸借契約に係る土地を相続しており、協議会と乙との間で締結した契約内容の詳細の確認が請求の目的であると考えられる。甲は当該個人情報を含めた対象公文書全ての内容の公開を希望しており、また(2)で挙げる理由により請求のあった内容は甲本人の個人情報に該当すると解され、本件の開示請求権者と判断し、個人情報保護条例（以下「条例」という。）に則り開示を行う意向であるが、対象となる公文書については、開示することが適当でない個人情報が含まれると考えられる。

このため、条例第17条第11号の規定に基づき、伊勢市情報公開・個人情報保護審査会の意見を求めるものである。

(2) 申出者に係る個人情報の該当性について

本件土地は甲を含む何名かが共有しているものであるもので、甲の財産であると解される。当該公文書は甲の財産である本件土地の使用に関する情報であるのだから、甲個人の財産の情報に当たる。当該公文書には甲の氏名の記載はないが、本件土地の表示はなされているため登記簿の情報を照合することにより、本件土地の共有者である甲の氏名を識別できると考えられる。

(3) 開示決定等の判断について

当該賃貸借契約書には乙の住所、氏名等が記載されているが、通常であれば、当該部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であることから、非開示である。しかしながら、今回の請求の目的については、これまでの聞き取りや資料等により、共有者である甲の同意なく本件土地が賃貸されたことにより、甲の持分に応じた使用が妨げられたことが確認できていることから、甲が乙に対して持分割合に応じて賃料相当額の不当利得金又は損害賠償請求の支払を請求できるもので、その相手方となる乙を知る必要があると解される。

そこで、侵害された利益について、その損害を回復することや今後において同様の事態が生じることの予防措置を取るという甲の利益と、非開示によって保護される第三者である乙の利益について、両者を比較衡量し判断する上で、当該公文書には、そうした事情を鑑みても、開示することが適当でない個人情報も含まれると考えられる。

6. 審査会としての答申

実施機関は、開示請求のあった賃貸借契約に関する情報については、聞き取り、資料等及び本件土地が共有名義の相続財産であることの事情から、甲個人の財産の情報と判断しているが、審査会としては、次の理由により、本質的に甲が条例に基づく保有個人情報の開示請求の請求要件を満たしていないものとする。

本件賃貸借契約は乙と協議会間で締結されていることからすると、乙の個人に関

する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められる（条例第14条第1項、第17条3号）。

甲が賃貸借契約対象の土地を共同相続しているとしても、遺産分割が完了しておらず、登記記録上は被相続人名義のまま、本件土地を対象として賃貸契約が存在したとしても、被相続人が賃貸契約の当事者でもなく、賃貸契約が必ずしも所有者が当事者になるとは限らないことからすると、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報には該当しない（条例第17条3号ア）。

また、個人情報の開示により、開示請求者に実質的な利益があるとしても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められるか否かは一般的客観的観点から判断すべきであり、詳細な事情を調査して、開示を求める甲の利益と乙の個人情報の開示により被る不利益や今後生じることが予想される事態を比較衡量して判断すべきではない（条例第17条3号イ）。

さらに本件開示請求においては、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、開示しないことで保護すべき権利利益を考慮してもなお個人の権利利益を保護するため特に必要があると認められるような事情は認められない（条例第19条）。

実施機関のその他の主張を考慮しても、本件において甲の個人の財産の情報として、開示すべき事由を認めることはできない。

以上のとおり、本件の保有個人情報の開示にあつては、賃貸借契約に関する情報が、甲個人の財産の情報とは認めることができず、甲は条例が定める請求要件を満たしていないこと、あわせて、裁量的開示を認める事情にあるとも認められないことから、当該開示請求を却下すべきである。